

静岡県告示第561号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成29年7月11日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年7月11日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
150号	磐田市福田字村中2077番の1地先から 磐田市福田字南浦1448番の3まで	平成29年7月11日